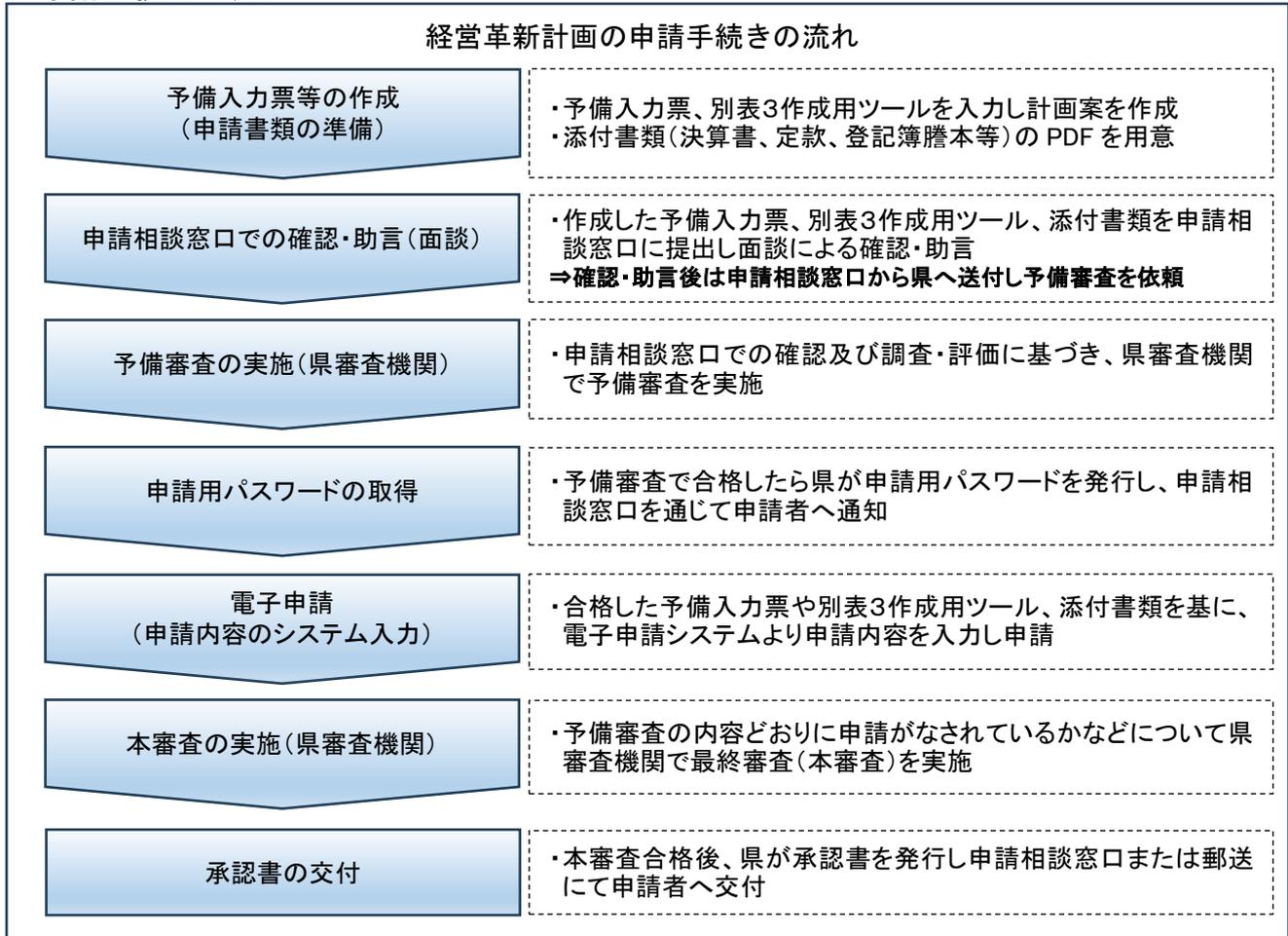


## 経営革新計画の承認申請の手引き及び予備入力票の記入例（R7.9版）

経営革新計画の承認申請（電子申請）をされようとする方は、本手引き及び記入例を参考に予備入力票等を作成し添付書類を準備の上、事前に申請相談窓口（5頁参照）において確認や助言、予備審査を受けて「申請用パスワード」を取得した上で電子申請してください。

### ■申請手続きの流れ



#### (1) 予備入力票等の作成（申請書類の準備）

県ホームページから予備入力票等をダウンロードし、次の申請書類を準備してください。

- ① 予備入力票（Word ファイル）※電子申請システムの入力画面に対応した下書きシート(本県独自の様式)
- ② 別表3作成用ツール（県 HP で提供している「別表3作成用ツール」等の Excel ファイル）

【添付書類】※いずれも PDF ファイルにてご用意ください。

- ③ 最近2期間の決算書（実績1年で確定申告前の場合は要相談）  
⇒貸借対照表、損益計算書(販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書含む)
- ④ (法人) 定款（登記簿謄本と異なる項目がある場合は、変更時の議事録添付）
- ⑤ (法人) 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、(個人) 住民票（本籍地・マイナンバー等は省略）  
⇒いずれも概ね3ヶ月以内に発行された最新の内容のもの
- ⑥ 営業の許可書等（行政庁の許可や届出等の必要な業種や事業の場合）
- ⑦ 会社案内または経歴書  
<海外展開支援を受ける場合>
- ⑧ (海外子会社等の) 株主一覧及び役員一覧等

\* 予備入力票や別表3作成用ツールは、県のHPよりダウンロードできます。

神奈川 経営革新 で検索

予備入力票に添付する別表3の作成にあたっては、本県のホームページで提供している次のツールをご活用ください。

#### ◇別表3作成用ツール（Excelファイル）の活用（推奨）について

本県のホームページでは、別表3（数値計画）をExcelファイルで作成できる次の3種類のツールを提供しています。なお、令和7年3月以降にリリースした新バージョンをご利用いただくと「経営革新計画電子申請システム」にインポートし自動入力が可能です。

① 計画目標値の詳細（法人用・個人事業者用）

従来の「計画目標値の詳細」のリニューアル版になります。別表3の自動作成や目標伸び率の確認ができます。

② 別表3作成支援システム（法人用・個人事業者用）

経営指標を算出するための項目に絞り込み、①よりも簡単な入力内容となっています。

③ 【簡易版】別表3作成支援システム（法人用・個人事業者用）

②よりもさらに簡単に、限りなく別表3の項目に絞り込んだ入力内容となっています。

#### ★ 電子申請には、GビズIDが必要になります。

GビズIDの取得には最大2週間程度要しますので、IDをお持ちでない方は、予めデジタル庁のWebサイトにアクセスし、GビズIDアカウント（GビズIDプライム又はGビズIDメンバー）を取得しておいてください。

GビズIDアカウント発行サイト：<https://gbiz-id.go.jp/top/>



#### (2) 申請相談窓口での確認・助言（面談）

計画内容や予備入力票等・添付書類について、必ず申請相談窓口において確認や助言を受けてください（要事前予約）。申請相談窓口への相談や予備入力票等の提出にあたっては、必ず申請企業の代表者または計画内容を説明できる役員や従業員が対応してください（専門家同席の可否については、事前に申請相談窓口にご確認ください）。なお、申請用パスワード発行の前提となる予備審査は、申請相談窓口の評価に基づき行いますので、申請相談窓口での面談の際には、必要に応じて商品の写真や企画書等の説明資料もあわせてお持ちいただくことをお奨めします。また、申請相談窓口より予備入力票等の修正や見直し等の依頼や助言があった場合は速やかに対応してください。確認・助言後は申請相談窓口から県へ申請書類を送付し予備審査を依頼します。

#### (3) 予備審査及び申請用パスワードの取得

申請相談窓口での予備入力票・添付書類の確認及び調査・評価に基づき、県審査機関が予備審査を行った上で、申請用パスワードを発行し申請相談窓口を通じてお知らせします。

#### (4) 電子申請（申請内容のシステム入力）

申請用パスワードの有効期限までに、下記URLから電子申請システムにログインして、予備審査で合格した最終の予備入力票や別表3作成用ツール、添付資料を基に入力し申請してください（添付資料も改めて電子申請システム上で提出）。

経営革新計画電子申請システム：<https://www.keieikakushin.go.jp/>

なお、申請内容の是正・質問への回答をお願いする場合は、申請時に登録した担当者のメールアドレス宛に通知が届きます。その際は、システムにログインしご対応ください。電子申請については、「経営革新計画電子申請システム 申請者向け操作マニュアル（中小企業庁）」（上記システムからダウンロード：県ホームページからもアクセス可能）等をご覧ください。



#### (5) 本審査及び承認書の交付

県審査機関で本審査を行った上で、承認書を発行し申請相談窓口または郵送にて交付します。なお、審査結果については、システムにログインして確認することが可能です。

## ■申請資格のチェック

最初に申請可能かどうか、次の申請資格のチェックを行ってください。

① 特定事業者（業種別の従業員数を基準とした対象事業者）に該当しますか？

はい ・ いいえ

特定事業者（下表参照）の方が対象になります。

\* 特定事業者として本制度の対象となる会社及び個人の基準

主たる事業を営んでいる業種	従業員基準 (常時使用する従業員の数)
製造業、建設業、運輸業その他の業種	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業(下記以外)	300人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業	500人以下
小売業	300人以下

(注)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含みません。

② 登記簿上の本社所在地（個人の場合は住民票）は神奈川県ですか？

はい ・ いいえ

神奈川県では申請できません。登記簿上の本社所在地（個人の場合は住民票）がある都道府県への申請になります。

③ 現在まで継続して1年以上の既存事業での事業実績がありますか？

はい ・ いいえ

1年以上の既存事業での事業実績がない場合は、原則、申請できません。1年以上の既存事業での事業実績ができた時点で申請してください。

④ 現在の事業に必要な許認可等を有し、かつ、新事業についても、許認可等が取得済または取得の見込みがありますか？ <許認可必要業種の場合>

はい ・ いいえ

許認可等の取得後の申請が基本となりますが、新事業において事前取得が難しい場合は、取得見込みでも可能な場合がありますのでご相談ください。

## ■承認基準のチェック

□「新事業活動」が申請する事業者にとって自らのアイデアによる新たな取組（本格的な売上をまだ計上していない）であって、国の定める「基本方針」（下記のとおり）に合致した内容である。

- ※ 新事業活動とは、①新商品の開発又は生産、②新役務の開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④役務の新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動を指す。なお、当該事業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合についても対象とする。ただし、同業他社（地域性の高いものは同一地域における同業他社）において、既に相当程度普及している技術・方式の導入については対象外とする。
- ※ 基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業等の連携、他の事業者から取得した経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。）の利用、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。

□「計画期間（研究開発期間＋事業期間）」が3～8年間、「事業期間（計画期間のうち研究開発を除く新事業活動を実施する期間）」が3～5年間となっている。

なお、計画期間は申請企業の会計年度単位とし、事業期間又は研究開発期間のいずれかとなるため、計画期間中にいずれにも属さない空白期間や研究開発期間と事業期間が重複する期間は設定できない。

□「経営革新による経営の向上の程度を示す指標（経営指標）」が以下の基準を満たしている。

### (1) 付加価値額の向上

企業全体の付加価値額（＝営業利益＋人件費＋減価償却費）、又は従業員一人当たりの付加価値額（＝付加価値額÷従業員数）のいずれかについて、直近期末の実績に対し、

- ・事業期間が3年の場合は、計画終了時において目標伸び率が9%以上
- ・事業期間が4年の場合は、計画終了時において目標伸び率が12%以上
- ・事業期間が5年の場合は、計画終了時において目標伸び率が15%以上

の計画目標となっている。

### (2) 給与支給総額の向上

企業全体の給与支給総額（役員報酬＋給料＋賃金＋賞与＋各種手当。ただし福利厚生費、退職手当は含めず）について、直近期末の実績に対し、

- ・事業期間が3年の場合は、計画終了時において目標伸び率が4.5%以上
- ・事業期間が4年の場合は、計画終了時において目標伸び率が6%以上
- ・事業期間が5年の場合は、計画終了時において目標伸び率が7.5%以上

の計画目標となっている。

(3) 計画終了時には、上記のそれぞれが正の値であり、また、経常利益が黒字である。

## <海外展開における承認基準>

経営革新計画では、特定事業者による海外展開そのものを新たな事業活動とみなしていますが、支援対象として承認する海外展開については以下の基準を満たす必要があります。

□海外展開による新事業活動は、申請する事業者が経営を実質的に支配していると認められる海外子会社（※施行規則で定義する「外国関係法人等」であって新たに設立するものも含む）と共同で行う事業、又は海外支店を設置して申請する事業者が直接海外で実施する事業である（単なる駐在員事務所は支援対象外）。

**※外国関係法人等の定義（施行規則第13条）**

(i) 外国関係法人等とは、中小企業者等と以下のイ、ロ又はハのいずれかに該当する関係を持つ外国の法人または団体（以下、「外国法人等」という。）のことをいう。

	株式等の総数又は総額の一定水準	役員数の一定比率
イ	50%以上	(条件なし)
ロ	40%以上50%未満	役員50%以上
ハ	20%以上40%未満かつ筆頭株主	役員50%以上

(ii) 上記(i)を満たす者（いわゆる子会社）が単独又はその親会社である中小企業や他の子会社と共同で、上記イ、ロ又はハのいずれかの要件を満たす外国法人等を設立した場合、当該外国法人等も含む。

□海外子会社（外国関係法人等）との共同で行う新事業活動により、申請する事業者自身に売上増加や仕入コスト低減等といった財務的な効果が発生する（海外子会社からの配当金収入は対象外）。

**【申請相談窓口】**

**(1) 商工会・商工会議所**

各商工会または商工会議所が管轄する市町村にある事業者の方であれば、会員でなくてもご相談に応じています。**※必ず事前に電話予約してください。**

名称	電話	名称	電話	名称	電話
横浜商工会議所	045-671-7450	厚木商工会議所	046-221-2153	大磯町商工会	0463-61-0871
川崎商工会議所	044-211-4111	大和商工会議所	046-263-9112	二宮町商工会	0463-71-1082
相模原商工会議所	042-753-8135	海老名商工会議所	046-231-5865	足柄上商工会	0465-83-3211
横須賀商工会議所	046-823-0402	小田原市橘商工会	0465-43-0113	山北町商工会	0465-76-3451
平塚商工会議所	0463-22-2510	逗子市商工会	046-873-2774	真鶴町商工会	0465-68-0033
鎌倉商工会議所	0467-23-2563	伊勢原市商工会	0463-95-3233	湯河原町商工会	0465-63-0111
藤沢商工会議所	0466-27-8888	座間市商工会	046-251-1040	愛甲商工会	046-286-3672
小田原箱根商工会議所	0465-23-1811	南足柄市商工会	0465-74-1346	城山商工会	042-782-3338
茅ヶ崎商工会議所	0467-58-1111	綾瀬市商工会	0467-78-0606	津久井商工会	042-784-1744
三浦商工会議所	046-881-5111	葉山町商工会	046-875-2810	相模湖商工会	042-684-3347
秦野商工会議所	0463-81-1355	寒川町商工会	0467-75-0185	藤野商工会	042-687-2138

**(2) 中小企業支援機関**

神奈川県中小企業団体中央会、(公財)神奈川産業振興センターについては、神奈川県内にある全ての事業者の方が相談を受けることが可能です。**※必ず事前に電話予約してください。**

名称	電話	名称	電話
神奈川県中小企業団体中央会	045-633-5132	(公財) 神奈川産業振興センター	045-633-5200
(公財) 横浜企業経営支援財団	045-225-3711	よろず支援拠点(本部)	045-633-5071
(公財) 川崎市産業振興財団	044-548-4159	(公財) 相模原市産業振興財団	042-759-5600

## 【よくある質問事項】

Q. 申請の締切りはありますか？

A. 本県では、随時受付を行っており締切りはありません。ただし、申請にあたっては、必ず申請相談窓口で事前予約した上で、予備入力票・申請書類の確認や助言を受けてください。申請相談窓口での確認及び調査・評価に基づき、県審査機関で予備審査を行った上で、申請用パスワードを発行し申請相談窓口を通して通知しますので、「経営革新計画電子申請システム」により申請してください。

Q. 申請相談窓口への確認や相談を申請手続き等を委託した専門家に一任できますか？

A. 申請相談窓口への確認や相談は、必ず申請企業の代表者又は計画内容を説明できる役員や従業員が対応してください。なお、申請手続きを委託した専門家の同席の可否については、事前に申請相談窓口にご確認ください。

Q. 申請相談窓口となっている商工会や商工会議所は、会員になっていないと相談を受けられませんか？

A. 経営革新計画の承認申請の相談については、各商工会又は商工会議所が管轄する市町村にある事業者の方であれば、会員でなくても無料で相談を受けられますので、お気軽にお問い合わせください。なお、神奈川県中小企業団体中央会、(公財)神奈川産業振興センターについては、神奈川県内に本社（個人事業者は住所）がある全ての事業者の方が相談を受けることが可能です。

Q. 承認までにどの位の日数がかかりますか？

A. 申請案件により差がありますが、これまでは最初に申請相談窓口にご相談されてから申請・審査を含めて、承認までに概ね2ヶ月程度かかっています。従って、補助金等の加点を目的として申請を予定されている方は、補助金等の申請締切日を念頭に早めに申請相談窓口にご相談ください。

Q. 予備入力票の作成前に、現在計画中の事業内容で承認されるかどうかについて相談したいのですが？

A. 予備入力票の作成前でも新事業のプラン（任意）等をお持ちになって、申請相談窓口にご相談ください。

Q. 予備入力票等が自分ではうまく作成できないのですが？

A. 申請相談窓口では、職員や中小企業診断士等の専門家による支援を行っておりますのでお気軽にご相談下さい。

Q. 承認申請書の様式で作成したのですが予備入力票を作成した方がよいですか？

A. 予備入力票は電子申請システムの入力画面に対応しており、申請書の様式だけでは入力時に不足する項目や誤りやすい部分等があるため、予備審査では予備入力票の提出を前提としています。具体的には、申請相談窓口にご相談ください。

Q. 「経営革新計画電子申請システム」による申請に自信がないのですが？

A. 申請相談窓口では、「経営革新計画電子申請システム」による申請についてもサポートしますので、お気軽にご相談ください。